東海日中貿易センター

TOKALJAPAN-CHINA TRADE CENTER



中国国際貿易促進委員会が創立70周年

当センターのカウンターパートである「中国国際 貿易促進委員会」(略称:中国貿促会、CCPIT)は、 5月4日に創立70周年を迎え、同月18日に北京にて創 立70周年記念大会及び世界貿易投資促進サミットを 開催した。

中国貿促会は、中国の経済・貿易界の代表者や企業、団体で構成される全国規模の対外経済貿易の民間機構で、1952年5月4日に発足した。



出所: 人民經

記念大会で習近平国家主席はビデオメッセージを 寄せ、「中国貿促会は、1952年の設立以来、世界と 向き合い、中国企業と外国企業の利益の結びつきを 強化し、国際経済、貿易の交流を促進し、国家間の 関係の発展を促進する上で、重要な役割を果たして きた。中国貿促会の70年の歴史は、中国が対外開放 を絶えず拡大してきた表れであり、各国企業が発展 のチャンスを共有し、互恵・ウィンウィンを実現さ せる重要な証でもある |と評した。

また、「現在、これまでなかった情勢変動と新型コロナウイルスのパンデミックが重なり、経済のグローバル化は逆流に遭遇し、世界は新たな激動と変革の時期に入っている。各国の商工業界は更なる平和的発展を期待し、公平と正義を一層強く訴え、ウィンウィンを求めている」と強調し、新型コロナの感染の防止、貿易と投資の再振興、イノベーション主導の堅持、グローバルガバナンスの整備といった4点を提言した。

今回のサミットのテーマは「貿易促進の力を結集 し、開放と発展を共に促進する」で、胡春華副総理 が主催し、オンラインと会場のハイブリッド形式で 開催され、関係国の指導者、国際組織の責任者、貿 易促進機構の代表、企業の代表者等1万人以上が出 席し、「世界貿易投資促進サミット北京イニシアチ ブ |を発表した。同イニシアチブは新型コロナウイ ルス感染症に共に対応することについて、全世界の 商工業界の団結と協力を維持・促進し、ワクチンな どの医療物資が世界規模で公平に分配されることを 共同で推進することを提唱。また環境の面では、低 炭素、持続的な発展を推進するため、エネルギー、 産業構造のグレードアップを強く推し進め、循環型 経済を発展させ、発展途上国の気候変動に対する能 力向上を支援し、国連の持続可能な開発のための 2030アジェンダを実現させることを呼びかけた。

目 次	
ー 中国国際貿易促進委員会が創立70周年 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2022年度第1回理事会を開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7月以降の行事案内	2
中国投資企業部会 総会をオンライン開催	3
上海市が50項目に及ぶ経済支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日中国交正常化50周年記念 中部日本華僑華人連合会親睦交流会を開催	4
2021年交通運輸業発展統計	4
2021年の中国平均賃金	6
寄稿 判例考察の見地から中国法の解説 -中国における会社解散・清算法規の沿革	<u>ع:</u>

現状実務-「破産債権の訴訟時効、優遇税制の還付」を中心に(下) 10
滄州デスクNEWS
蕭山デスクNEWS ······ 15
常州デスクNEWS ····································
揚州デスクNEWS ····································
常熟デスクNEWS ····································
江門デスクNEWS ···········17
佛山デスクNEWS ····································
第17・18回名古屋中国春節祭実行委員会が来訪
中国短信
中国経済データ ······ 20

2022年度第1回理事会を開催

6月2日(木)午後、名古屋商工会議所ビル会議室D にて、標記理事会を開催した。

大野専務理事兼事務局長が司会進行を行い、理事会運営規則第7条に規定する定足数を満たしていることを報告し、嶋尾会長が議長を務めた。大野専務理事兼事務局長から下記議案の説明及び報告事項の報告を行い、議案については審議の結果、出席者の全員一致にて承認された。

□第1号議案

新入会員の承認

①株式会社山田観光

事業内容:旅館業・飲食店の経営・貿易及び輸出入 代行業務並びにそれらの仲介及びコンサ ルティング

②株式会社岡田商事

事業内容:金属資源や廃電子機器、プラスチックの リサイクル事業、不動産業、旅行業、貿 易業務

□第2号議案

2021年度事業報告及び計算書類等の承認

基本的に計画通りの事業を実施することができ

た。中国投資説 明会への協力回 数は昨年より増 加しているが、 オンラインでの



実施の為、対面での交流の再開に課題が残る。審議 の結果、異議なく原案通り承認された。

□第3号議案

定款改正案の承認

北京事務所の閉鎖に伴い、定款款第2条1項にある「従たる事務所を中国北京市に置く」とした部分を削除、及び2項の関連表現「前項に定めるもののほか」を削除する事を提案し、異議なく原案通り承認された。

第4号議案

役員、顧問候補案の承認

今期は役員改選期であり、次期二年間の理事、監事並びに顧問候補案を提案し、異議なく原案通り承認された。

議案の審議に続いて、報告事項1.「代表理事・業 務執行理事の職務執行状況の報告」が行われた。

7月以降の行事案内

主催セミナー

「中国現地法人のリスクマネジメント」 ~安全生産法の改正を中心に~

日 時:7月21日(木)15:00~16:30

会 場:オンライン開催

講師・テーマ:

第1部:中国現地法人のリスクマネジメント全般 田中聖人 東京海上日動火災保険(中国)有限

公司 営業企画部 部門総経理

第2部:改正安全生産法の概要と対応策 章冠松 中倫弁護士事務所 弁護士

投資説明会

「深圳ビジネスプロモーション ~ EV・IOTの最前線~」

日 時:7月22日(金)15:00~17:00

会 場:オンライン開催

主 催:深圳市駐日経済貿易代表事務所

後 援:愛知県経済産業局、

(公財)あいち産業振興機構

協 力:(一社)東海日中貿易センター

後援行事

「第一回 ワールドフェスティバル」

日 時:9月10日(土) ~11日(日) 会 場:久屋大通公園「久屋広場」

主 催:ワールドフェスティバル実行委員会

後援行事

「2022浙江省輸出商品(大阪)交易会/大阪国際ライフスタイルショー

日 時:9月14日(水)~16日(金) 会 場:インテックス大阪2号館

主 催:浙江省商務庁

中国投資企業部会 総会をオンライン開催

6月10日(金)、当センターの内部部会である「中国 投資企業部会」が2022年度総会(ZOOMミーティン グによるオンライン方式)を開催した。

総会では事務局の佐合亨業務グループ担当が司会 進行を行い、本会が会則の規定を満たし成立してい ることを報告した。

冒頭、菅幸彦部会長(東洋電機㈱R&Dセンター長)が「ゼロコロナ政策、円安、材料・燃料費高騰、材料入手難、米中貿易摩擦など、取り巻く環境は厳しいが、部会を通じて皆様のお役に立てるよう、事務局と共に精進して参りますので引き続きご協力、ご指導をお願いします。」と挨拶した。

第一号議案の2021年度事業報告では、2021年10 月に「中国の双循環戦略と物流の現況」、12月に「中 国環境規制の現状と動向」のテーマで開催したセミ ナー内容と、配布資料に関する報告がされた。続いて第二号議案の2021年度収支決算報告がされ、異議なく承認された。

第三号議案の2022年度事業計画(案)では、コロナが収束していない状況であることを鑑み、前年度と同様にオンラインセミナーを部会の主要活動として進め、セミナーテーマには「中国物流」、「米中覇権」を採用すること等の説明がされた。

第四号議案の役員改選(案)では、菅幸彦部会長及び大矢英貴副部会長(岡谷鋼機㈱ 取締役 メカトロ本部長)が再任となった。

総会終了後、引き続き部会員交流会が行われ、出 席者から中国現地法人の状況や、3月末から始まっ た上海市のロックダウンにおける影響等について発 言がされた。

上海市が50項目に及ぶ経済支援策

「ゼロコロナ」を目指す中国では、新型コロナウイルスの感染拡大により、3月末から上海市で大規模なロックダウン(都市封鎖)が行われ、市民生活や経済活動は甚大な影響を受けた。

しかし、5月中旬以降、感染状況が徐々に収束傾向にあるため、上海市政府は5月29日、落ち込んだ経済を早期に回復するために、6月1日以降、企業操業再開に必要だったホワイトリスト及び申請許可制度を廃止すると発表。更には同日より、一部封鎖対象地区や中高リスク地域といった管理の必要な地域以外の住宅エリアの出入り、自動車の通行制限の解除、公共交通機関の運行再開を発表し、事実上2か月以上続いた都市封鎖を解除した。

また、上海市政府は同日「上海市の経済回復と復興を加速するための行動プラン」を発表した。本プランは新型コロナウイルスの影響を強く受けた業種の救済策や消費刺激策など8分野50措置となっており、外資企業の支援も盛り込まれている。その主な内容は下記の通り;

○社会保険料・税負担の軽減:

飲食、小売り、旅行、航空、交通運輸の業種の企

業は4月から段階的に社会保険料の企業負担分納付 を猶予等。

○企業の水道・光熱費の負担低減:

3カ月分の水道(汚水処理費を含む)、電気、ガス 費用の10%を補助する。

○外資企業の生産・経営再開支援:

重点外資企業を対象に専門家を派遣し、生産や経 営再開や、物流、防疫物資などの問題解決を支援 し、外資企業の大型プロジェクトをスムーズに進め るためサポートを行う。

○消費の促進:

年内には自動車用ナンバープレートを新たに4万枚発給し、乗用車購入税を段階的に引き下げる。また個人による純電気自動車の買い替えには1台当たり1万元を補助する。スマート家電や建材、省エネ製品への買い替えにも補助金を支給する。

○投資の拡大:

各種のインフラ事業や重点産業事業を推進し、都 市改造、公共住宅建設や不動産開発事業を加速す る。

これら措置の期間は6月1日から年末まで。

日中国交正常化50周年記念

中部日本華僑華人連合会親睦交流会を開催

5月30日、名古屋市内のホテルにて、標記親睦交流会が、中部日本華僑華人連合会の主催で開催された。交流会には、東京、広島、九州地区及び中部6県の華僑華人の代表、全日本華僑華人社団連合会、政界、経済界から約130名が参加した。

コロナ禍の中で、このような規模の交流会が開催されたのは、2年半ぶりのことで、大変な盛況となった。

主催者として、金大一・中部日本華僑華人連合会会長が挨拶した後、来賓を代表して、呉波・中華人民共和国駐名古屋総領事館領事が、劉暁軍・中華人民共和駐名古屋総領事の祝辞を代読。続いて、松雄俊憲・名古屋市副市長、何徳倫・全日本華僑華人社団連合会常務副会長が祝辞を述べた。

当センターからは、大野大介専務理事兼事務局長が出席し、乾杯の音頭をとった。



中部日本華僑華人連合会は、2005年11月に設立され、愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山の6県内の華僑団体で結成された連合会で、メンバーは学者、芸術者のほか日本で起業しビジネスを展開している実業家で構成されている。

唐啓山・中部日本華僑華人連合会前会長から金大一会長をはじめとする主要メンバーの紹介があったが、若い世代へと引き継がれており、新メンバーの活躍が期待される。

2021年交通運輸業発展統計

5月25日、交通運輸部は、「2021年交通運輸業発展 統計公報」を発表した。以下は中国国内の基本デー タであり、項目を抜粋し掲載する。

1. インフラ

(1)鉄道

全国の鉄道営業距離は15万kmで、うち高速鉄道は 4万kmとなった。複線率は59.5%、電化率は73.3%に 達した。



(2)道路

全国の道路総距離は前年から8.26万km増加の

528.07kmとなった。その内、高速道路の総距離は前年から0.81万km増の16.91万kmだった。

(3)港湾

全国の港湾におけるバース総数は20,867バースで、前年から1,275バース減少した。その内、沿海港湾は5,419バースで42バース減少、河川港湾は15,448バースで1,233バース減少した。また、全国の港湾における万トン級以上のバースは2,659バース(沿海港2,207、河川港452)だった。

(4)空港

全国の空港数は248カ所で前年から7カ所増加。旅客利用者数が年間100万人以上の空港は96カ所、その内1,000万人以上が29カ所となった。また、年間の貨物取扱量が1万トン以上の空港は61カ所だった。

2. 輸送手段(車輛等)

(1)鉄道

全国の機関車の保有台数は2.2万台で、うちディーゼル機関車は0.8万台、電力機関車は1.4万台。

旅客車輛は7.8万両、うち高速鉄道車両は4,153編成 の33,221両、貨物車は96.6万両。

(2)道路

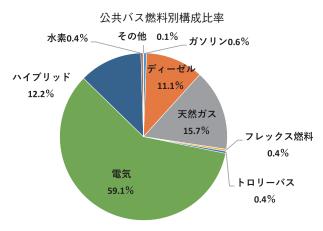
営業用(旅客、貨物)自動車の保有台数は前年比 (以下同)5.2%増の1,231.96万台で、うち旅客車は 4.2%減の58.7万台で座席数は1,751.03万席。貨物車 は5.7%増の1,173.26万台となった。

(3)水路

水上輸送用船舶の保有数は0.7%減の12.59万隻で、 正味積載量は、5.1%増の2億8,432万トン、旅客座席 数は0.3%減の85.78万席、コンテナスペースは1.6% 減の288.43万TEUだった。

(4)都市旅客輸送

公共バスの保有台数は、0.7増の70.94万台で、うち電動(EV)は10.8%増の41.95万台で、全体の59.1%を占めた。



都市鉄道輸送車両の保有台数は15.9%増の5.73万台、タクシーは0.2%減の139.13万台、都市部の旅客フェリーは1.0%増の196隻だった。

3. 運輸サービス(旅客、貨物輸送量)

通年の全国旅客輸送量は前年比14.1%減の83.03億人で、貨物輸送量は12.3%増の521.6億トンとなった。

(1) 鉄道

全国の旅客輸送量は18.5%増の26.12億人、貨物輸送は4.9%増の47.74億トンだった。

今回の統計とは別だが、中国と欧州の国際鉄道貨物輸送である「中欧班列」ついては、現在中国各都市と欧州23カ国180都市を結んでいる。2021年の「中欧班列」の運行本数は前年比22.4%増の1万5,183便、輸送されたコンテナ数は前年比29%増の146.4万TEUと大きく増加した。輸送貨物も、スマートフォン、

ノートパソコンといったIT製品から、自動車及び 部品、化学工業品、機械電気製品、穀物、酒類、木 材など5万品目を超えた。

(2)道路

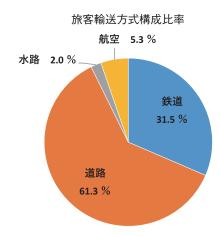
全国の旅客輸送量は26.2%減の50.87億人と大きく減少、反面、貨物輸送量は14.2%増の391.39億トンだった。

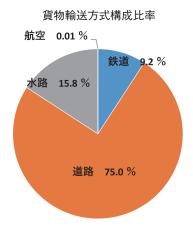
(3) 水路

全国の旅客輸送は9.0%増の1.63億人、貨物輸送量は8.2%増の82.4億トンで、貨物輸送の内、河川輸送は9.8%増の41.89億トン、海上輸送が6.6%増の40.51億トンだった。

(4) 航空

全国の旅客輸送量は5.5%増の4.41億人で、うち国 内線旅客が7.6%増の4.39億人、香港・マカオ・台湾 線旅客は38.4%減の59.25万人、国際線旅客は84.6% 減の147.72万人と国内線以外は昨年に続き新型コロ ナの影響で大きく落ち込んだ。





注)上記グラフの数値をたすと100%になりませんが、交通運輸部 発表の通り掲載しています。

中国国家統計局は5月20日、2021年の年平均賃金 を発表した。

計画経済の名残などもあって、統計局が近年発表 している平均賃金は、次の3つの定義でそれぞれま とめられ、同時期に別個に発表されているため、本 稿でもそれぞれの平均賃金についてレポートする。

2019年 日本の輸出相手上位5国・地域

No.	平均賃金の名称 (中国語原文)	調査対象	サンプル数
1	私営企業を除く就 業者年平均賃金 (非私营単位就业 人员年平均工资)	国有企業、集団 企業、元国有企 業、外資系企業 ほか	20年と21年は非公表。19年は217.2万社、1.72億人。
2	私営企業就業者 年平均賃金 (私营单位就业人 员年平均工资)	私営企業	20年と21年は非公表。19年76.4万社。
3	職種別平均賃金 (分岗位平均工 资)	登記区分を問わず、一定規模以 上(後述)の企業	126.3万社

①私営企業を除く平均賃金

私営企業を除いた年平均賃金は、前年比7.6%増 の106,837元(約210万円、1元=20円換算、以下同) と、上昇率は前年を2.1ポイント上回った。物価上 昇率を考慮した実質上昇率は8.6%で、前年より2.6 ポイント上回った。

上昇率は近年、鈍化傾向にあったが、21年は中国 経済が復調したこともあり、鈍化に歯止めがかかっ た。

非私営企業の就業者年平均賃金の推移



地域別

地域別では、東部地区(沿海部)が前年比10.4% 増の124,019元と、唯一全国平均を上回った。東北 地区はもともと賃金水準が低い上に、上昇率も低 かったことで、東部との格差は1.48倍と、前年の 1.45倍より若干拡大した。

業種別 非私営企業の就業者年平均賃金

単位:元、%

地 区	2021年	2020年	上昇率
全 国	106,837	97,379	9.7
東部	124,019	112,372	10.4
中 部	85,533	78,193	9.4
西部	94,964	88,000	7.9
東北	83,575	77,631	7.7

※地域区分

東部:北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南中部:山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南

西部:内蒙古、広西、重慶、四川、貴州、雲南、西藏、陜西、甘粛、青海、寧夏、 新疆

東北:遼寧、吉林、黒龍江

業種別

業種別での首位は「情報通信・ソフトウェア・IT サービス業(以下[IT])」の201,506元(約400万円) で、2位「科学研究・技術サービス業」の151,776元(約 300万円)を大きく引き離した。

上昇率は、20年に唯一マイナス(前年比3%減)と なった「宿泊・飲食業」がプラスに転じた。なお、学 習塾への規制強化で「教育」の賃金が伸び悩んだ。

業種別 非私営企業の就業者年平均賃金

単位:元、%

半位、九、				
業種	2021年	2020年	上昇率	
全業種平均	106,837	97,379	9.7	
農林水産業	53,819	48,540	10.9	
鉱業	108,467	96,674	12.2	
製造業	92,459	82,783	11.7	
電気・熱・ガス・水生産供給業	125,332	116,728	7.4	
建築業	75,762	69,986	8.3	
卸売·小売業	107,735	96,521	11.6	
輸送·倉庫·郵政業	109,851	100,642	9.2	
宿泊·飲食業	53,631	48,833	9.8	
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	201,506	177,544	13.5	
金融業	150,843	133,390	13.1	
不動産業	91,143	83,807	8.8	
リース・ビジネスサービス業	102,537	92,924	10.3	
科学研究・技術サービス業	151,776	139,851	8.5	
水利·環境·公共施設管理業	65,802	63,914	3.0	
家事・修理その他サービス業	65,193	60,722	7.4	
教育	111,392	106,474	4.6	
衛生・ソーシャルワーク	126,828	115,449	9.9	

文化・スポーツ・娯楽業	117,329	112,081	4.7
公共管理·社会保障·社会組織	111,361	104,487	6.6

登記区分別

企業の登記区分別では、外商投資企業(外資)が 126.019元(約250万円)と最も高い。

上昇率は、香港・マカオ・台湾投資企業が13.9% 増と最も高かった。

登記区分別 非私営企業の就業者年平均賃金

単位:元、%

登記区分	2021年	2020年	上昇率
全体	106,837	97,379	9.7
国有企業	115,583	108,132	6.9
集団企業	74,491	68,590	8.6
有限責任公司	93,209	84,439	10.4
股份有限公司	121,594	108,583	12.0
香港・マカオ・台湾投資企業	114,034	100,155	13.9
外商投資企業	126,019	112,089	12.4
その他内資	79,384	74,399	6.7

②私営企業の平均賃金

私営企業の年平均賃金は、前年比8.9%増の 62,884元と、上昇率は前年より1.2ポイント拡大し た。

21年の上昇率は国有企業など非私営企業(7.6%) を上回ったものの、私営と非私営の賃金格差は依 然として大きい。非私営の賃金水準は私営の1.7倍 ある。



地域別

地域別では、東部地区が賃金水準、上昇率とも 最も高い。東北地区は賃金水準が依然最も低いが、 賃金上昇率は東部地区とほぼ変わらないほど改善 されている。

とはいうものの、東北地区と最も高い東部地区 との格差は1.45倍ある。この格差は、非私営の平均 賃金とほぼ同水準である。

地域別 私営企業の就業者年平均賃金

単位:元、%

地	区	2021年	2020年	上昇率
合	計	62,884	57,727	8.9
東	部	69,706	63,601	9.6
中	部	52,698	48,861	7.9
西	部	54,278	50,510	7.5
東	北	48,106	43,928	9.5

業種別

業種別では首位が「情報通信・ソフトウェア・IT サービス業」の114,618元(約230万円)で、他の業種 を大きく引き離す。但し、非私営の同業種の平均 賃金201,506元(約400万円)とは倍近い差がある。

賃金上昇率は「鉱業」が最も高く、世界的な資源 高の恩恵を受けたものと考えられる。

20年はコロナ禍で、「教育」4.6%減、「水利・環境・公共施設管理業」2.6%減、「宿泊・飲食業」0.4%減と、これら「接触型サービス業」ではマイナスとなったが、21年は持ち直し、全ての業種でプラスとなった。

業種別 私営企業の就業者年平均賃金

単位:元 %

			单位:元、%
業種	2021年	2020年	上昇率
全業種平均	62,884	57,727	8.9
農林水産業	41,442	38,956	6.4
鉱業	62,665	54,563	14.8
製造業	63,946	57,910	10.4
電気・熱・ガス・水生産供給業	59,271	54,268	9.2
建築業	60,430	57,309	5.4
卸売·小売業	58,071	53,018	9.5
輸送·倉庫·郵政業	62,411	57,313	8.9
宿泊·飲食業	46,817	42,258	10.8
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	114,618	101,281	13.2
金融業	95,416	82,930	15.1
不動産業	58,288	55,759	4.5
リース・ビジネスサービス業	64,490	58,155	10.9
科学研究・技術サービス業	77,708	72,233	7.6
水利·環境·公共施設管理業	43,366	43,287	0.2
家事・修理その他サービス業	47,193	44,536	6.0
教育	52,579	48,443	8.5
衛生・ソーシャルワーク	67,750	60,689	11.6
文化・スポーツ・娯楽業	56,171	51,300	9.5

③職種別平均賃金

日本でも「ジョブ型雇用」が近年、盛んに話題に 上るようになっているが、中国では日本よりも早 くから「ジョブ型雇用」「同一労働同一賃金」が定 着している。超競争社会とも言える中国では、職 種間の賃金格差も大きく、職種別の平均賃金を知ることの重要性は高いが、最初に発表されたのは2013年分で、統計が始まってまだ10年も経っていない。

職種別平均賃金の調査対象は、売上が一定規模 以上の企業である。工業・卸売業では年商2千万元 (約4億円)以上、小売業で年商2百万元(約4千万円) である。

2021年職種別平均賃金

単位:元/年

就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
88,115	180,630	125,035	82,512	68,022	68,506

20年比の上昇率

単位:%

就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
10.3	9.5	11.1	9.8	9.8	9.4

職種間の賃金格差(最も低い職種を1とする)

単位:倍

就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
1.3	2.7	1.8	1.2	1.0	1.0

調査対象として企業の登記区分、即ち私営企業であるか否かは問われず、それを裏付けるように、21年の職種別平均賃金は88,115元(約176万円、前年比10.3%増)と、非私営企業の10万6,837元、私営企業の62,884元のほぼ中間の水準にある。

職種別平均賃金における職種は、①中間以上の管理職、②専門職、③事務・関連職、④商業・サービス業の係員、⑤生産・輸送・設備の係員・関連職、の5つに分類されている。

「①中間以上の管理職」とは、董事会(取締役会)で任命されるような役職者を指す。日本語の「経営陣」「経営層」に相当するものと解され、「中間管理職以上」を指す訳ではないので注意が必要である。④は製造業などの現業職、⑤はサービス業の現業職と理解して差し支えない。

全国平均については、「中間以上の管理職」が 180,630元(約360万円)と最も高く、次いで「専門職」 125,035元(約250万円)、「事務・関連職」82,512元(約 160万円)、「生産・輸送・設備の係員・関連職」68,022 元(約136万円)、「商業・サービス業の係員」68,506 元(約136万円)という順だった。

賃金上昇率を見ると、全体平均が10.3%増であったのに対し、全体平均を上回ったのは「専門職」の

みで、ほかの職種は全て全体平均を下回っている。

同職は20年も率が最も高かったが、その時は 6.4%であったことから、21年は5.7ポイントも上 回っており、専門職に対する求人がそれだけ高 まっていることを示している。

職種間の賃金格差については、最も高い「中間以上の管理職」と最も低い「商業・サービス業の係員」 の格差は2.7倍と前年とほぼ変わっていない。

地域別

職種別平均賃金を地域別で比較すると、東部地区の平均賃金が全ての職種において最も高かった。 一方、中部地区の賃金が全ての職種において最も 低かった。

賃金上昇率については、「専門職」が概ね高く、「生産・輸送・設備の係員・関連職」または「商業・サービス業の係員」がどの地域でも低いという特徴がみられた。20年は東北地区において「商業・サービス業の係員」の賃金が前年を下回ったが(2.9%減)、21年はその反動もあって17.8%増と最も高い。

2020年地域別職種別平均賃金

単位:元/年

地区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
合計	88,115	180,630	125,035	82,512	68,022	68,506
東部	97,801	210,100	143,786	93,353	74,762	71,576
中部	70,012	127,581	89,112	63,509	54,365	61,288
西部	78,597	149,570	104,000	69,907	59,980	67,801
東北	76,705	146,457	90,495	73,038	64,539	65,934

20年比の上昇率

単位:%

地区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
合計	10.3	9.5	11.1	9.8	9.8	9.4
東部	10.8	9.7	11.4	10.1	10.5	9.7
中部	9.0	8.6	9.1	9.0	6.9	8.9
西部	9.0	8.5	9.6	8.3	7.8	8.9
東北	9.2	9.1	8.5	6.8	17.8	7.6

同一地域における職種間の賃金格差(最も低い職種を1とする)

単位:倍

地区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
合計	1.3	2.7	1.8	1.2	1.0	1.0
東部	1.4	2.9	2.0	1.3	1.0	1.0
中部	1.3	2.3	1.6	1.2	1.0	1.1
西部	1.3	2.5	1.7	1.2	1.0	1.1
東北	1.2	2.3	1.4	1.1	1.0	1.0

同一職種における地域間の賃金格差(最も低い地域を1とする)

単位:倍

						+127 . 112
地区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の係員・ 関連職
合計	1.3	1.4	1.4	1.3	1.3	1.1
東部	1.4	1.6	1.6	1.5	1.4	1.2
中部	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西部	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1
東北	1.1	1.1	1.0	1.2	1.2	1.1

「同一地域における職種間の賃金格差 |に目を向 けると、東部地区で「中間以上の管理職」と「生産・ 輸送・設備の係員・関連職」の賃金格差が最大で、2.9 倍あった。

「同一職種における地域間の賃金格差」にも目を 向けたい。最も低い地域「中部地区」を1とすると、 最も低い地域「東部地区」との格差は最大で1.6倍 あった。その特徴は20年と変わりない。

業種別

業種別では、「情報通信・ソフトウェア・ITサー ビス業(IT)」が5つの職種区分のうち、4つで最も高 かった。とりわけITの「中間以上の管理職」の賃金 は386,705元(約760万円)と突出して高い。

2021年地域別職種別平均賃金

単位: 元/年

					平1	立:元/牛
地 区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の 係員・ 関連職
合 計	88,115	180,630	125,035	82,512	68,022	68,506
鉱業	102,259	198,534	129,137	106,756	64,734	92,323
製造業	82,667	167,097	117,611	85,614	83,429	68,024
電力・熱・ガス・水生産・供給業	128,047	219,948	147,260	99,057	105,149	115,134
建設業	68,577	123,273	82,424	58,191	55,998	61,333
卸売・小売業	92,838	181,026	114,545	83,590	67,535	62,399
輸送·倉庫·郵政業	104,241	199,151	149,998	89,867	96,276	87,293
宿泊·飲食業	51,677	100,892	60,933	50,293	44,431	43,462
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	197,353	386,705	225,938	136,772	128,032	90,433
不動産業	86,144	185,815	110,070	78,237	54,458	57,469
リース・ビジネスサービス業	88,383	271,194	139,804	86,235	60,161	65,675
科学研究・技術サービス業	152,191	290,673	154,179	103,840	96,390	85,527
水利·環境·公共施設管理業	52,337	158,804	105,982	67,192	36,625	54,344
家事・修理その他サービス業	54,900	117,895	79,026	68,360	44,916	54,496
教育	102,281	185,672	106,035	92,436	83,121	62,407
衛生・ソーシャルワーク	97,636	172,559	98,874	73,566	62,034	72,914
文化・スポーツ・娯楽業	118,985	215,792	173,311	96,562	62,636	58,130

20年比の上昇率

単位:%

						+ 15T · 70
地 区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の 係員・ 関連職
合 計	9.4	8.7	10.0	8.9	8.9	8.6
鉱業	11.1	12.6	11.4	8.0	5.6	11.0
製造業	9.7	8.4	9.3	8.6	8.9	9.8
電力・熱・ガス・水生産・供給業	6.1	6.5	5.8	2.2	13.2	5.2
建設業	6.3	6.2	6.7	5.2	6.0	5.8
卸売·小売業	9.2	7.9	7.3	8.6	10.2	7.4
輸送·倉庫·郵政業	9.6	9.1	9.2	10.0	9.5	8.7
宿泊·飲食業	9.4	7.7	8.4	8.3	10.5	8.8
情報通信・ソフトウュア・ITサーピス業	11.2	12.4	11.8	9.7	5.2	10.0
不動産業	6.5	7.2	7.3	8.5	5.6	6.6
リース・ピ゛ジ゛ネスサービ゛ス業	9.1	6.8	6.2	8.4	11.4	9.3
科学研究·技術サービス業	6.8	6.4	5.5	10.0	17.0	4.0
水利·環境·公共施設管理業	2.5	7.3	7.7	3.4	4.7	▲3.8
家事・修理その他サービス業	5.6	5.7	7.6	8.5	4.8	7.4
教育	11.5	6.9	13.5	13.3	9.3	8.9
衛生・ソーシャルワーク	9.7	11.1	9.5	11.2	8.9	15.3
文化・スポーツ・娯楽業	9.9	10.6	9.0	10.4	13.0	6.9

※▲はマイナスを示す。

登記区分別

登記区分別では、外商投資企業が5つの職種の うち4つで最も高い賃金であった。「専門職」では 香港・マカオ・台湾投資企業が外商投資企業を上 回った。

2021年地域別職種別平均賃金

単位:元/年

地 区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の 係員・ 関連職
合 計	88,115	180,630	125,035	82,512	68,022	68,506
国有企業	109,914	223,372	143,470	102,096	79,308	89,138
集団企業	57,562	112,074	67,553	55,031	50,237	50,974
有限責任公司	93,606	197,067	130,867	83,142	71,833	73,270
株式有限公司	108,377	249,906	143,763	99,520	82,061	82,205
私営企業	69,558	124,641	90,570	65,393	53,963	59,640
香港・マカオ・台湾投資企業	112,144	283,854	201,726	121,069	88,502	72,210
外商投資企業	124,622	352,263	188,436	133,842	92,047	81,263
その他内資	81,153	143,047	95,735	69,724	58,662	57,924

20年比の上昇率

単位:%

地 区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の 係員・ 関連職
合 計	10.3	9.5	11.1	9.8	9.8	9.4
国有企業	12.5	14.5	14.0	16.9	8.9	9.5
集団企業	6.5	7.3	6.2	5.2	8.5	5.7
有限責任公司	10.4	10.7	10.5	9.8	10.1	9.2
株式有限公司	11.4	13.1	10.1	10.3	8.4	11.0
私営企業	9.9	9.2	10.2	9.6	11.8	9.1
香港・マカオ・台湾投資企業	13.5	12.0	15.8	11.7	7.3	12.9
外商投資企業	11.0	6.9	9.7	9.1	8.1	10.9
その他内資	10.5	9.3	13.6	7.7	6.5	6.9

職種間の賃金格差(最も低い職種を1とする)

畄位・位

						中区・戸
地 区	就業者 (全平均)	中間以上 の管理職	専門職	事務· 関連職	商業・ サービス業 の係員	生産・輸送・ 設備の 係員・ 関連職
合 計	1.3	2.7	1.8	1.2	1.0	1.0
国有企業	1.4	2.8	1.8	1.3	1.0	1.1
集団企業	1.1	2.2	1.3	1.1	1.0	1.0
有限責任公司	1.3	2.7	1.8	1.2	1.0	1.0
株式有限公司	1.3	3.0	1.8	1.2	1.0	1.0
私営企業	1.3	2.3	1.7	1.2	1.0	1.1
香港・マカオ・台湾投資企業	1.6	3.9	2.8	1.7	1.2	1.0
外商投資企業	1.5	4.3	2.3	1.6	1.1	1.0
その他内資	1.4	2.5	1.7	1.2	1.0	1.0

中国の賃金動向が示唆するもの

職種間の賃金格差は総じて拡大している。

昨今、デジタル技術を持った人材に対する需要 が世界的に高まっているが、中国ではもともと ジョブ型雇用が定着している上に、DX(デジタル トランスフォーメーション)の到来が、職種間の賃 金格差の拡大に拍車をかけている。見方を変えれ ば、ジョブ型雇用が定着していたため、中国はDX で先行できたといえる。

日本がDXを推進する上で、中国の賃金動向が示 唆するものは多分にあるように思われる。

文責:業務グループ 中村雅憲

判例考察の見地から中国法の解説

-中国における会社解散・清算法規の沿革と現状実務-「破産債権の訴訟時効、優遇税制の還付」を中心に(下)

> 上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

二、破産債権に係る優遇税制措置の還付について

中国の法制度は、税法に関する規定が最も多く、 国策の調整により頻繁に変更されるため、企業のコ ンプライアンスという観点からも重要な関心事の一 つである。また、投資誘致などの目的で、地方自治 体は外資系企業の立地を誘致するために、税制優遇 などのさまざまな優遇策を策定することも多い。た だし、特定の税制優遇措置の中には、その設立期間 など、成立までに一定の条件を満たす必要があるも のも存在する。その条件が満たされない場合、企業 や政府はどのように権利を主張するのか。以下の事 例を通じて説明する。

1、(2019) 蘇05民終9162号判例

2006年10月10日、台湾・香港・マカオの法人が 100%出資する有限責任会社として、ソーラーパネ ル電池の製造・販売を目的とした蘇州S社(以下、「S 社」という)を設立(事業期間:2026年10月9日まで) した。2013年11月27日、江蘇省張家港市人民法院は、 債権者であるJM社が申請したS社の破産清算を認め るという判決を下した。

その後、国家税務総局張家港市税務局(以下、「国 税局」という)は、2014年2月にS社の管財人に対し、 未納税金47.574.824.17人民元の支払いを請求した。

2018年8月7日、S社の管財人は、債権者集会での 審議のために「S社破産債権最終審査書」を作成し、 前述の47,574,824.17人民元の債権を優先債権として 仮登記した。2019年3月28日、S社の管財人は、国 税局に対して「債権最終審査確認書」を発行し、国税 局が申告した4757万4824.17人民元の税債権は、通 常債権であるという認識を表明した。

国税局はこの回答書を不服とし、本訴訟を提起し

た。第一審の裁判の過程で、原告である国税局は、 次のような主張と理由を提出した。

主張	理 由
原告の被告に対す る4757万4824.17人 民元請求権の確認	中華人民共和国の外商投資企業及 び外国企業に関する所得税法(中 華人民共和国国家主席令第45号、 2007年12月31日に失効)第8条(注 ③)
上記債権を第二順 位の租税債権とし て確認する	1、外商投資企業及び外国企業に 対する一定の税制優遇政策の取消 し後に関する事項についての国家 税務総局の通達(国税法[2008]23 号、2008年3月5日から施行、現在 も有効)第3条。(注④)
	2、2014年4月、被告は張家港市人 民法院から破産宣告を受け、実事 業期間が10年未満であった。

被告S社は以下のように反論した:

主張	理由
原告の主張する税 制上の優遇措置の 還付請求には法的 根拠がなく、請求 権は存在しない	1、原告はその請求権の根拠とした「中華人民共和国の外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」を、S社に対して2007年分の所得税を減額するために適切に適用していない。
	2、2008年3月5日に施行された「中華人民共和国企業所得税法」では、 企業所得税の優遇還付に関する規 定は存在していない。
	3、国税法[2008]23号は、法律、規則、部門規定ではなく、法的効力を持たず、内部の通知業規定に過ぎない。
仮に原告の請求権 が認められるとし ても、「企業破産 法」にいう「破産者 の未払い税金」に は該当しない。	被告S社の2008年から2010年までの法人税申告書によれば、税制上の優遇措置はS社が所得税を前払いした後、翌年に原告の国税局から還付されたものであり、納税漏れや脱税があったわけではない。

第一審裁判所は、次のように判断した:

まず、国税法[2008]23号の外商投資企業の所得税の追納に関する規定は、新たに作られた規定ではなく、企業所得税に関する新旧法の導入の過程で外商投資企業が税の軽減を受ける権利と義務を再確認したものにすぎず、企業の負担を増加させるものでも、企業の権利を損ねるものでもなく、法的効力を有するものである。また、被告S社の破産管財人は、本訴訟に先立って原告国税局に対して債権確定確認書を発行しており、原告国税局の債権返還請求は法律上の根拠を有しており正当なものであった。

次に、本件債権は本来、法人税の債権であり、免除される経営期限の優遇条件を満たさない為追納する必要があるものであり、通常の債権に優先する第2順位の「破産者の未払い税金」と考えるべきである。

まとめると、第一審裁判所は、原告国税局の被告 S社に対する47,574,824.17人民元の請求を第二順位 の破産債権として確認する判決を下したのである。

被告S社は、第一審判決を不服として、第二審裁判所に控訴した。

S社の主張は以下の通りである:

- ①第一審判決は、所得税の前払い後の翌年に譲与税額を返済するという事態が、企業破産法に規定する第二順位の「破産者の未払い税金」であることを十分に論じていない。
- ②第一審判決は、2008年1月1日に施行された企業所 得税法ではなく、廃止された「中華人民共和国の 外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」を 判決の根拠として引用しており、法律の適用が 誤っている。

被控訴人である一審原告の国税局は、次のように 主張した。

①国税局が申告した租税債権額については、「S社 破産債権額最終審査書」及び「債権最終審査確認書」 により当事者双方で確認した結果、争いがないこと が確認されている。 ②本件においてS社が納付すべき税金は、「企業再生法」第113条に規定される「破産者の未払い税金」に該当するものである。 法律に従って追納するべき税金であり、債務者が人民法院から破産宣告を受けたときに納めるべきものである。この時点で納付すべきであったにもかかわらず納付されていない税金は、「破産者の未払い税金」に該当する。

2、本件判決の解説

審理の過程で二審裁判所は、原告国税局が2014年 2月にS社の破産管財人に47,574,824.17元の税務請求 を行ったと認定した第一審裁判所の事実認定を訂正 した。S社の破産手続においては、国税局による申 告のほか、旧中国蘇州張家港地方税務局および張家 港税関による固定資産税、土地使用税、印紙税、輸 入関税および輸入付加価値税などの申告があった。

本件では、関係する国税局が申告した租税債権が、企業破産法第113条第1項第2号に規定する破産者の未払い税金として認められるかどうかが争点になった。

第二審の見解は次のようなものであった。

(1) 国家税務総局のS社に対する税務請求は、本 来追納されるべきであったが、納付されていない状 況に属している。

「中華人民共和国徴税管理法」第4条3項では、納税者は法律や行政法規の規定に従って税金を納めなければならないと規定されている。したがって、所定の期間内に納付すべき税金を納付しない、または過少に納付した納税者は、納税の不履行となる。本件では、S社は2014年4月30日に張家港市の裁判所から破産宣告を受け、実際の事業期間はまだ10年に達しておらず、外商投資企業及び外国企業の所得税法第8条に規定する減免税を納付すべき状況にあることから、本来、S社が納付すべきところ未納の減免企業所得税は「企業の未払い税金」であるといえる。

(2)「中華人民共和国の外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」は廃止され、当該規定は適用

注③「生産性の高い外商投資企業については、事業期間が10年未満の場合、1年目と2年目は企業所得税を免除し、3年目から5年 目は半額に減額する。外商投資企業の実際の事業期間が10年未満の場合、免除または減額された企業所得税を返済しなけれ ばならない」。

注④ 「三、2008年以降に正規の税制優遇を受けた外商投資企業の条件変更時の取り扱いについて、「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」の規定により正規の税制優遇を受けた外国投資企業が、2008年以降、生産・運営事業の性質または事業期間の変更により、その生産・運営事業が、「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」に規定されている条件と異なってしまった場合。企業が「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」に規定する条件を満たさない場合でも、「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業に関する所得税法」の規定に従って、過去(優遇経過期間を含む)に享受した減税額を返済しなければならない。所轄税務署は、当該企業に対する年次送金支払いに際し、その事業内容の変化や事業期間等を確認する。」

されないとのS社の訴えについて。

2008年1月1日に施行された中華人民共和国企業所得税法第57条(注⑤)には、定期減免税の優遇税制の返還に関する規定は存在しないが、これは、新所得税法には定期減税のための優遇政策が定められておらず、その結果、当然優遇措置の返還に関する規定も存在しないためである。

ただし、遡及納付により既に享受している通常の 税制上の優遇措置の返還については、2007年12月付 の国務院総局「企業所得税に関する経過的優遇政策 の実施に関する国務院の通知」(国発[2007]39号)第 3条(注⑥)及び2008年2月27付の国家税務局「外国投 資企業及び外国企業に対する特定の優遇税制の取消 しに関する事項の処理に関する通知」に明文の規定 が存在する(注⑦)。従って、新所得税法の施行後、 元の所得税法に従って享受した外商投資企業及び外 国企業の優遇税制については、期間満了まで元の政 策を継続できる経過措置が設けられ、経過措置期間 中、企業が救済条件を満たさない場合は、企業が支 払義務を負担し、国税局が法律に従って関係税債権 を申告することは正当であると判断した。

したがって、第二審裁判所は、控訴人の請求を棄却し、第一審判決を支持した。

本裁判例を通しての筆者らの見解は以下の通りである。

(1)本件債務超過企業であるS社は、2006年に設立され、2013年に破産清算の申立を行った。その後、S社の債権者と債務者の間で破産債権に関する争いが収束しなかったため、その破産清算の手続は、本件判決が言い渡された2019年まで終結していない。

破産債権の承認をめぐる紛争に関する他の判決と 合わせて考えると、企業破産法が破産清算に特定の 期限を課していないのは、企業の破産の状況は非常 に複雑な事が多く、一般に手続きを完了するのに非 常に長い期間が必要であるからである。したがって、新法に置き換えられた旧法の法的効果の問題 (例えばこの場合、2008年1月1日から「企業所得税法」 が「中華人民共和国の外商投資企業及び外国企業に 関する所得税法」に取って代わった)を含むことがある。

(2)租税優遇措置の返納が破産における優先債権に該当するか否かについて、本件第二審は、その債権の基本的性質を根拠に論じた。しかし、破産実務においては、破産法および関連する司法解釈が「破産者の未払い税金」を定義していないため、破産企業による税制上の優遇措置の返済の性質が明確ではなく、司法実務において多くの争点が存在するのが実情である。

破産企業は通常、税務実務において、「還付するべき優遇税額」は、企業納税者が当年度の企業所得税の納付において支払うべき延滞税ではなく、各地の税務政策に従って「納付時の直接減額」、「納付後の直接免除」、「納付後の直接還付」により還付される税額譲与であると考えている。これらの税制優遇措置は、通常、一定の条件を満たす必要があり、例えば、本件に関わる外商投資企業及び外国企業の所得税法では、「実際の営業期間が10年未満の外商投資企業は、免除または減額された企業所得税を返還しなければならない」と規定している。

したがって、「還付されるべき優遇税」は、支払時 点では税務当局も破産債務者も判断できない債権で ある。

しかし、裁判所は裁判の中で、「返還されるべき 税制上の優遇措置」が「破産者の未払い税金」である かどうかは、支払いの内容に基づいて判断されなけ ればならないとした。返還されるべき租税譲与は本 来租税に属するものであるが、本件では企業の倒産 により営業期間が10年未満であり、譲与の条件も確 立されておらず、法律の規定では返還すべきもので

注⑤「この法律の公布前に設立が許可され、当時の税法及び行政法規により優遇低税率を享受している企業については、国務院の規定により、この法律の施行後5年以内にこの法律に規定する税率に徐々に移行し、定期的に優遇減税を受ける企業については、国務院の規定により、この法律の施行後もその期間の終了まで当該優遇税率の適用を継続できる」としている。優遇期間は、利益を上げていないためにまだ優遇期間を享受していない者については、この法律が施行された年から計算するものとする。"

注⑥「元の税法、行政法規及び関連文書に従って企業が享受する企業所得税の優遇政策は以下の方法で実施されるものとする。 2008年1月1日以降、従来から企業所得税の「二免三減半」及び「五免三減半」を享受していた企業は、元の税法、行政法規及び 関連文書に従って企業所得税の優遇政策を継続する。通常の免税・優遇措置を享受している企業は、新税制施行後もその期 限が切れるまで、元の税法、行政法規、関連文書に規定されている優遇措置と年数を引き続き享受することができる。」

注⑦ 具体的には、「2008年以降、企業の生産・運営事業の性質や運営期間の変更により、外商投資企業・外商企業所得税法に規定する条件を満たさなくなった場合、その企業は従来通り税金の返済を行うこと(優遇移行期間中を含む)

あるが未納であり、「滞納租税 |に属するものであっ た。したがって、「破産者の未払い税金」に分類され るはずである。

3、期間限定の減免税の還付適用に関する時効

周知の事実であるが、新「企業所得税法」は2008年 1月1日に施行され、旧「中華人民共和国の外商投資 企業及び外国企業に関する所得税法」は同時に失効 した。そこで、新「企業所得税法」第8章では、新旧 税法の異なる実務に対する経過措置が規定されてい る。すなわち、「この法律の公布前に設立が許可さ れ、当時の税法と行政法規に従って優遇低税率を享 受している企業は、国務院の規定に従って、この法 律の施行後5年以内にこの法律に規定される税率に 徐々に移行することができ、定期的に優遇減免税を 受ける企業は国務院の規定に従って、この法律の施 行後もその満了まで優遇税率の恩恵を継続できる。 但し、利益を得ていないためまだ優遇税率を受けて いない企業は、優遇期間はこの法律が施行された年 から計算される」と規定されている。

その結果、2008年1月1日以前に設立された外商投 資企業は設立時の優遇税制を享受することができ、 新税制は2008年1月1日から一律に実施される。つま り2008年1月1日以降に設立された外商投資企業は旧 税制による優遇措置を受けることができないことに なる。

旧「中華人民共和国の外商投資企業及び外国企業 に関する所得税法」第8条によると、事業期間10年以 上の生産性外資系企業に対する「二免三減」は、上記 条文の「期間限定の減免税制」のうち、(注⑧)。 つ まり、遅くとも2008年1月1日以前に設立された生産 性の高い外国投資企業が10年以上操業していれば、 その清算時にこの税制優遇措置の返還を検討する必 要はなくなった。ただし、2008年1月1日以前に設立 され、営業期間が10年未満(つまり、遅くとも2017 年12月31日まで)の生産性外国投資企業が破産清算 を申請する場合、破産清算においても税制優遇措置 の返還を考慮する必要がある。

本号では、債務超過企業の債権の消滅時効の問 題、外商投資企業に対する優遇税制の恩恵返還が租 税債権にあたるか否かの問題について、司法判断を 詳細に解説し、注目すべき論点を引き出して検討さ せた。

次回は、倒産企業の再生に焦点を当て、「破産更 生」「破産和解」の手続きと事例を解説する。

「外商投資法」施行から2年が経過し、外資系企業 と国内企業の管理が同一化している今日、上記の判 決を外商投資企業の法的紛争の直接的な参考や根拠 とすることはできないが、これらの事例から潜在的 なリスクを把握し、関連法規定の変化の傾向をつか むことはできると考えている。 筆者らの説明が読 者の皆様の役に立つことを切に願っている。

注⑧ この他に、「期間限定の減免税控除」を受けることができる企業の範囲は以下の通りである。(1)海南省、上海浦東新区の空 港、港湾、鉄道、高速道路、発電所などのエネルギー・交通建設プロジェクト、海南特別行政区の農業開発、港湾・ターミ ナル建設に従事する外資系企業の15年以上の「5減免、5半減」(「中華人民共和国の外商投資企業及び外国企業に関する所得 税法実施規則」の旧版第75条の規定)。(2) ハイテク産業開発区における新規ハイテク企業に対する「2減免措置」(「国家中長 期科学技術発展計画(2006-2020)に対する一定の支援政策の実施に関する国務院の通知」(国発[2006]第6号))。(3) 経済特 区に投資する外国銀行及び外商サービス企業に対する「一免二減」(中華人民共和国外商投資企業所得税法実施規則旧第75条 第1項第4号)等。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業 後、慶應義塾大学大学院法学研究科博 士前期課程を修め、2012年4月に上海 市華鑫律師事務所に入所、対中取引、 日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984

年6月から日本の大江橋法律事務所に て勤務、外国法事務弁護士として大阪 弁護士会に登録、1998年5月に上海華 鑫律師事務所を開設し、対中投資、取 引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。 2016年6月に(一社)東海日中貿易セン ター中国法律顧問に就任。



滄州デスクNEWS (河北省) ✓

レポーター: 滄州市対日招商中心 副主任 王君

滄州市が新たな乳業基地に

滄州市人民政府と、中国乳業大手 「伊利集団」(本社:内モンゴル・フ フホト市)は、戦略的協力の枠組み 協議調印式を行い、伊利集団が滄州

市に152億元を投資し、年間150万トンの乳業プロジェクトを設立する事を決めた。



滄州市は四季があり、日照時間も充分であり、平均 気温は12.5℃、平均降水量は581ミリと酪農には最適 な地域であり、「酪農の黄金地帯」とも呼ばれている。

本プロジェクトでは、1日あたり生乳が4,000トン処理でき、年間150万トンの乳製品が加工できる工場と、24万頭収容の牛舎と牧場及び付属施設を建設する予定。

乳製品加工工場建設プロジェクトの第1期は、滄州市献県に建設する。更に、2022年内に、滄州市の6つの県で7.6万頭規模の酪農場を建設する予定となっている。

1-4月の新エネルギー発電量が16.6%増

今年1-4月、滄州市の新エネルギー関連の発電企業は27社あり、昨年同期から6社増加した。新エネ発電量は前年同期比16.6%増の18.9億kwhとなった。そのうち風力発電会社は9社で、6.5%増の11.9億kWh、太陽光発電会社が12社で20.4%増の4.4億kWh、廃棄物焼却発電会社が5社で、185.6%増の1.9億kWh、バイオマス発電企業は1社で、1.9%増の8,000万kwhの発電量だった。

近年、滄州市は新エネルギー産業の発展を支援・ 指導し、市内に大規模な太陽光発電実証基地を積極 的に構築し、市内の新エネルギー産業の急速な発展 を促進してきた。

河間市の再製造産業

滄州市が管轄する河間市では、再製造(リマニュファクチャリング)産業が発展している。2017年3月、滄州市は京津冀(北京市、天津市、河北省)における産業移転都市に認定され、河間経済開発区で国家再製造産業モデル基地がスタートした。現在、河間市では10種類以上の再製造製品があり、そのうち50%の自動車部品再製造品が東南アジア、中東、南アフリカに輸出されており、自動車スターター、モーターの生産規模が世界一となっている。2021年末までに、河間市には400以上の関連企業があり、3,000以上の中古品取扱い業者、5万人以上の従事者がおり、年間100億元以上の生産額となっている。今後は外国企業の誘致を強化し、更に投資を行いスマート化等先進的産業への転換を図る。

総額2億元の消費クーポンを発行

滄州市は、新型コロナで落ち込んだ消費を刺激し、需要を増やすため、2億元の消費クーポンを発行する。この消費クーポン発行活動は、6月15日から6月30日まで行われ、自動車、家電購入、スーパー、デパートなどで利用できる。クーポン発行対象者は、全ての滄州市民以外にも、他都市から滄州市で消費する方も対象となる。

黄驊港の貨物取扱量が徐々に増加



今年1-5月における黄驊港(総合エリア、ばら 積み貨物エリア)における貨物取扱量が前年同期 比3.86%増の3,698.91万トン、コンテナ取扱量は 41.24%増の40.6万TEUとなった。このうち、5月単 月では、貨物取扱量が27.06%増の919.48万トンと開 港以来単月で過去最高の取扱量となった。

蕭山デスクNEWS(浙江省)

レポーター:蕭山経済技術開発区 投資促進局



杭州市内に省級研究所が2か所追加

省級研究所とは、各省が定める省 レベルの研究所で、国家研究所(第1 レベル)、国家重点研究所(第2レベ ル) に続く第3レベルの研究所の事

で、先日、浙江省はこれまで認可してきた6か所の

研究所に、更に3か所 の研究所を追加する と発表した。その内2 か所(白馬湖研究所、 天目山研究所) は杭州



市内に設置され、研究分野は、エネルギーや航空等 の重点分野となっている。

合杭高速鉄道 時速385キロを達成

杭州市と合肥市(安徽省)を結ぶ高速鉄である「合 杭高鉄 |の浙江省湖州・杭州区間で最高速度向上テ ストが行われ、時速385キロを記録した。

最高速度向上テス トとは、調整試験期 間に総合検査車両の 線路における走行試 験速度をその路線の



設計速度の110%にあたる速度基準まで上げていく 最高速度走行試験を指す。

合杭高速鉄道の湖州・杭州間は、既存の南京・杭 州高速鉄道の湖州駅から湖州市南太湖新区、呉興 区、徳清県、杭州市余杭区、西湖区、富陽区等を通 過し、その後杭黄高速(杭州・安徽省黄山間)に入 る全長137.8キロ。区間内には湖州、徳清、杭州西、 富陽西、桐廬東、桐廬の6つの駅が設置されており、 このプロジェクトが完了し、開通した後には、長江 デルタの都市間鉄道網と浙江省の1時間交通圏内が 更に改善され、長江デルタ一体化国家戦略を確実に 実施することができる。

常州デスクNEWS(江蘇省) / レポーター:常州国家高新技術産業開発区 商務局 副局長 馬咏梅



総投資額1.35億ドルの新PJが当区に

5月16日、江蘇省全省外資プロ ジェクトの「クラウド契約締結式典 | が開催され、常州市にも分会場が設 営された。式典では、全省の53の重

点外資プロジェクトのオンラインによる集中調印

が行われた。そ のうち、常州高 新区に進出する 総投資額が1.35 億ドルに達する 2つの外資プロ



ジェクトの調印も行われた。

「専精特新」企業が52社新たに追加

「専精特新」とは、中小企業の「専業化=専門化」、 「精細化=精巧化」、「特色化=特徵化」、「創新水準 =イノベーション水準」の引き上げを加速すること で、 習近平主席が2019 年8 月の中央財経委員会第 5回会合で、「企業家精神と匠の精神を発揮し、「専 精特新」の中小企業を育成する必要がある」と言及 し、以来中国で良く使われている。

この度、常州市工業情報化局は、2022年度常州市 の「専精特新」中小企業リストを公表した。その中に 常州高新区の52社の企業が入っており、高新区の歴 史上「専精特新」企業の増加数が最も多くなった。現 在、常州高新区にある専精特新企業には、工業和情 報化部の認定する企業が3社、国家級企業4社、省級 企業34社、市級企業が69社ある。

高新区でキャンプ

中国ではアウトドアレジャーが盛んで、特にキャ ンプ(グランピング)の需要が高い。常州市内には幾 つかのキャンプ場があり、常州市は全国の人気キャ ンプ都市トップ10に入っている。常州高新区(新北 区)にある新龍生態林には芝生が生い茂った広大な キャンプ場があり、各種施設、設備が整っており、 5月上旬の連休中には多くの人々で賑わった。新型 コロナで疲弊している心を、常州にある自然で癒し てみてはいかがだろう。

揚州デスク**NEWS**(江蘇省)

レポーター:揚州市経済技術開発区 招商局 杜君



揚州開発区 1-4月のPJ導入状況

開発区では、企業誘致活動を昨年から引き続き積極的に行っており、1-4月に調印した先進製造業プロジェクトは30項目で、総投資額は

255億元で、うち現代サービス業プロジェクトは54件、総投資額は100億元となった。

人材政策のレベルアップを発表

6月2日午後、揚州経済技術開発区人材・科学技術合作調印式及び創新発展大会が開催され、開発区管理委員会副主任から開発区の人材に関する新政策の内容が紹介された。それによると、これまで開発区内企業に就職する高級人材に対し実施されてきた各種住宅奨励金をグレードアップするとし、修士の住宅補助金を8万元から15万元に、博士の住宅補助金を18万元から30万元に引き上げる。さらに、大卒者の住宅購入と賃貸住宅に対する新しい補助金方針が追加され、住宅購

入に対して5万~7万元の補助金が1回限りで支給、賃貸に対しては月額500元の補助金が3年間支給される。

また、同大会では、ハイエンド装備、太陽光、自動車部品、新エネルギー、医療機器、工業用ロボット等19に及ぶ最先端のプロジェクトの集中調印式が行われた。

初の人材マンションが引き渡し

優秀な人材を確保 するために、開発区 が建設をすすめている、 「人材マンション(中国 名:人材公寓) | の第1



期が完成し、利用申込を行っていた5社の企業へ引き渡された。今回5社に提供されたのは593室で、幹部から労働者までの2,529人の住宅ニーズに応えた。今回の5社は開発区で人材マンション政策の支援を受けた最初の企業となった。尚、開発区では引き続き人材マンションの建設を段階的に進めてゆく方針である。

常熟デスクNEWS(江蘇省)

レポーター:常熟国家高新技術産業開発区招商局 課長 顧磊



高新区内に3つの五つ星ホテル

現在、常熟高新区内で3つの五つ 星ホテルの建設が順調に行われてい る。

これらの高級ホテルの建設が進む

ことで、近い将来、常熟高新区の都市としてのレベ

ルが大幅に改善され、 サービス業の発展とビジネス環境の改善の大きな後押しとなる。建 設中のホテルは下記の



通り;(画像はニッコーホテル)

1. Nikko Hotel

総建築面積3万㎡、客室数288部屋、2023年2月開業予定。

2. Hyatt Hotel

総建築面積8万㎡、客室数296部屋、2023年9月開業予定。

3. Thanyapura Resort Hotel

総建築面積1.6万㎡、客室数240部屋、2024年12月

開業予定。

佰鴻集団の幹細胞・再生医学産業園が高新区に

再生医療、再生美容、再生食品の大手である佰鴻集団が、高新区に肝細胞・再生医療学産業園を建設する。幹細胞薬物研究開発センター、超分子ペプチドおよびインテリジェントナノターゲット製品研究開発生産センター、機能性スキンケア製品研究開発生産センター等を建設し、中国で最大規模なハイテクスマート工業団地を建設する。

邁宝国際の国際本部とデジタル工業団地が着工

邁宝国際は2016年に設立されたハイエンドの消費者ブランド向けのデジタルサービスに焦点を当てた科学技術企業。6月7日、常熟高新区で同社の本部とデジタル工業団地の起工式が行われた。同工業団地は、敷地面積が約1万㎡、建築面積は5万㎡、総投資額は3.8億元で、2025年までに40億元以上の総売上高を達成することが見込まれている。

ロシアへの「江門号」が運行

6月10日、ロシア・モスクワ行き 「江門号」が江門北駅を出発した。今 年3月に江門発の初めての国際貨物 列車がラオスに向け出発してから、

ドイツと今回のモスクワと順調に運行数が増えてい

今回の中露国際貨物列車は、総距離約1万キロ、

輸送時間は約 18日で、新疆・ ホルゴスを経由 し、モスクワへ 向かう。中国と ヨーロッパの 貨物列車は、



走行時間が短く、安全で安定しており、環境にやさ しいため、中国とEU諸国との貿易拡大に大きく貢 献するものと期待されている。

江門ニュートリノ実験昇降プラットフォーム完成

江門市打石山の地下で、中国で二つ目の大型 ニュートリノ実験プロジェクト「江門ニュートリノ 実験」に向けた建設が行われており、この度地下729 メートルにある実験ホールに、有機ガラスからなる 球形のホールを上から下に向けて設置するための昇 降プラットフォームが完成した。

江門ニュート リノ実験の核心 的な観測装置 であるニュート リノ観測器は、 地下実験ホール



の深さ44メートルのプールの中央に位置し、直径41メー トルのステンレス製ドーム型網状構造、直径35.4メート ルの有機ガラス球状ホール、2万トンの液体シンチレー ター、2万個の20インチ光電子増倍管などの重要部品 で構成されている。

佛山デスク**NEWS**(広東省)



華潤科技工業インターネット産業本 部が佛山に

5月9日、華潤集団の重点子会社 で、デジタルテクノロジービジネス 企業の華潤数科控股有限公司と佛山

市禅城区人民政府は、「工業インターネット産業本 部プロジェクト」の調印式を行った。

工業インターネットとは人工知能(AI)やビッグ

データ、5Gと ともに社会を 発展させる「新 型インフラ と 呼ばれている。



市における産業デジタル化の発展を加速するため

に、華潤数科の工業インターネット産業部門の本部 を共同で設立した。

今回のプロジェクトでは、同社は禅城区に工業イ ンターネットイノベーションセンター、5G +工業 インターネットラボ等を建設し、工業インテリジェ

レポーター:佛山市商務局 副局長 伍慧英

ンス、人工知能、ビッグデータ、IOT、5G、ソフ トウェア開発などの分野で国際的なプロジェクトを 展開する。

初の中国国際預制菜食品産業大会が開催予定

「預制菜」とは、惣菜(調理済み・半調理済み食品) といった意味を持つ中国語で、この度、広東省農業 農村庁は、佛山市順徳区で2022第1回中国国際(広東 佛山)預制菜産業大会の開催を許可した。

大会は広東省で唯一の同食品展示のプラット フォームで、開催期間中には専業展やサミット等9 つの主要イベントが開催され、同時にオンラインに よる取引プラットフォームも構築される。

佛山市順徳区は「嶺南広東料理の源」、「中国美食 の郷」、「中国シェフの郷」と呼ばれており、2014年 には、ユネスコから「世界美食の郷」に選ばれおり、 広東省で唯一この称号を獲得した都市となった。現 在順徳区には同食品を製造する企業が60社以上あ り、2021年の生産量は11万トン、生産額は60億元に 達している。

第17・18回名古屋中国春節祭実行委員会が来訪

6月20日午後、第17回・18回名古屋中国春節祭実 行委員会の主要メンバー5人が当センターを訪れ、 大野専務理事兼事務局長が対応した。

新委員長に就任した中野澤清氏から、引き続き、 当センターに後援団体として協力要請があり、更に 前回の春節祭開催時に併催された日中国交正常化50 周年記念座談会の際に課題として挙がった「春節祭 は日中民間交流の一つのモデル事業になっており、 今後の取組には日中双方の協力が必要」との意見に 対応し、実行委員会顧問として大野専務理事兼事務 局長に就任要請があった。

また、今年はコロナ禍の中にあっても、多くのイベントが実施されており、次回は以前のように久屋広場で開催し、飲食22ブースと物販38ブースの出展を見込んでいる。更に、次回の開催は2023年1月6日(金)から9日(月・祝日)までの4日間と例年より1日長く開催することで、日中両国民の友好交流の促進を図りたいと再開への意気込みを語った。

実行委員会の新メンバーは更に若い世代へと受け



◆江蘇省 2・3人目出産に補助金

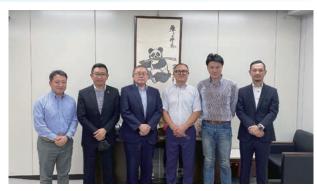
江蘇省は、2人目・3人目を出産する女性従業員を雇用する企業に補助金を支給する。2人目の子供を産む女性従業員の出産休暇中に、社会保険料の企業負担分(個人負担分は対象外)の50%を補助金として企業に支給し、3人目を産む場合は80%を支給する。支給期間は、2人目または3人目の出産日から6か月間。2022年2月10日から実施する。

なお、2021年の江蘇省の他省からの流入を除いた 人口増加率は-1.12%と、中華人民共和国建国の1949 年以降で初めてマイナスとなった。

◆アジア大会など延期

中国で開催予定のスポーツイベントの延期が相次いでいる。

浙江省杭州市で今年9月に開催予定の第19回夏季 アジア大会は延期が決まった(10月のアジアパラ競



継がれ、運営にも様々な工夫が盛り込まれることに 期待したい。

≪新名古屋中国春節祭実行委員会名簿≫

委員長:中野澤清

副委員長:金大一、陳秋揚

事務局長: 陳亮

運営管理本部統括本部長:王勝文

外連集資管理部本統轄本部長:宮崎憲治 媒体宣伝管理本部統括本部長:鄧雪宏 演出運営管理本部統括本部長:董紅俊

財務管理本部統括本部長: 呉陲

技大会も)。昨年から再延期を受けて6月に四川省成都市で開催予定の世界ユニバーシティー大会(旧名ユニバーシアード)は再々延期に。同じく再延期を受けて12月に広東省汕頭市で予定の2021年アジアユースゲームズに至っては中止が決まった。

杭州アジア大会の延期後の日程は未公表だが、大 会のロゴなどを変更しないことが公表されているこ とからも、来年以降になるものと見られる。

◆上海 ロックダウン解除

上海市は6月1日より新型コロナウイルスの感染対策として実施していたロックダウンを解除した。解除は約2カ月ぶり。解除に伴い、企業の事業再開の許可制度(ホワイトリスト)も撤廃された。

◆日本 中国からの入国緩和

日本政府が5月26日に公表した水際措置の見直しによって、6月1日以降に中国から日本に帰国または 入国する場合、ワクチン3回目接種の有無によらず、 入国時検査が実施されず、入国後の自宅等の待機も 求められなくなった。

これまで中国から日本に帰国または入国する場 合、原則として検査と7日間の待機が必要で、例外 的にワクチン3回目接種者は検査と待機が免除され ていたが、中国製ワクチンは対象外だった。

◆社会保険納付猶予 製造業・中小も

人力資源社会保障部など中央4部門は5月31日付の 通達で、社会保険料の納付猶予措置を製造業などに も幅広く適用すると公表した。これにより納付猶予 の対象は、飲食、小売、観光、航空、輸送の5業種 から大幅に拡大。

また、業種に関わらず、コロナ禍の影響を受けた 地区で業績が悪化している中小企業も、社会保険の 納付を2022年末まで延長できる。中国の企業区分で は、従業員が工業であれば1.000名以下、卸売業で あれば200名以下であるため、幅広く適用されるこ とが期待される。

《社会保険の納付猶予》

申請することで今年4月以降の社会保険料の企業 負担分の納付期限を延長できる制度。社会保険のう ち養老保険、医療保険の納付期限は22年末まで、失 業保険、工傷保険(労災保険)は最長1年間延長でき る。延滞料の徴収は免除。

<5月31日に追加された業種>

- 農産食品加工業 繊維製造業
- 繊維衣類 · 服飾品製造業
- 製紙 · 紙製品製造業
- 印刷·記録媒体複製業
- 医薬製造業 化学繊維製造業
- ゴム・プラスチック製品製造業
- 汎用機器製造業
- 自動車製造業 ※部品含む
- 鉄道・船舶・航空宇宙その他輸送機器製造業
- 計器類製造業 社会事業
- ラジオ・テレビ・映画・録音制作業
- 文化芸術活動 スポーツ
- 娯楽業

◆中国政府 自動車減税1兆円超

中国財政部と国家税務総局は5月31日、自動車取 得税(乗用車車輌購置税)を6月から半分に引き下げ ると発表した。

減税対象は、12月末までに購入される、購入価格 30万元(増値税含まず、約580万円)以下で、排気量 2.000cc以下の乗用車(9席以内)。

現在、中国の自動車取得税は一律10%で、減税後 は対象となる乗用車の税率は10%から5%に下がる。 例えば30万元の車を買った場合、3万元(約58万円) かかった取得税が1万5,000元(約29万円)になる。今 回の減税策は5月23日の国務院常務会議で決まった 追加経済対策の一環で、減税規模は600億元(約1兆 1,600億円)と見込まれている。

◆50周年認定事業を募集 日本外務省

日本の外務省は6月1日、日中国交正常化50周年に 関する認定事業の募集を始めたと発表した。

認定基準や申請方法などの詳細は、外務省のホー ムページから確認できる。

◆5月の中国貿易 輸出が急回復

中国税関総署から5月の貿易統計が発表された。

輸出

輸出は前年同期比16.9%増の3,082 億ドルと、急 回復した。

急回復の要因としては、①5月も上海市でロック ダウンが続いたものの、感染拡大が鈍化し、物流網 が回復に向かったこと、②海外でもインフレが進 み、価格転嫁がしやすくなっていることなどが挙 げられる。価格転嫁の例として、1-5月に鋼材は量 では16.2%のマイナスであったのに対し、価格では 27.6%のプラスとなっている。

輸入

輸入は回復が鈍い。前年同月比4.1%増の2.294億 ドルだった。一見増加しているようだが、全体の1 割以上を占める原油の高騰による要因が大きく、原 油を除くと2.4%減少した。

物流の混乱は和らいだものの、内需の停滞を示す 結果となった。

◆端午節の人出

中国文化観光部によると、今年の端午節3連休(6月 3日~6月5日)において、国内観光人数は前年同期 比10.7%減の7961万人で、コロナ前の86.8%だった。 国内観光収入は同12.2%減の258億2千万元で、コロ ナ前の65.6%にとどまった。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位:億円、%

年月	輸	出	輸	入	差	引
平月	金 額	伸 率	金額	伸 率	金 額	備考
2015年	132,293	▲ 1.1	194,204	1.3	▲ 57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲ 6.5	170,164	▲ 12.4	▲ 46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲ 7.7	184,337	▲3.9	▲ 37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲ 23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲ 23,564	赤字縮小
2022年5月	13,897	▲0.2	19,975	25.8	▲ 6,078	赤字拡大
2022年1-5月	72,047	2.7	91,978	13.9	▲ 19,931	赤字拡大

出所:日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の国・地域別の貿易

単位:億円、% 5月の主な増減品目 単位:%、ポイント

		金額	構成比
総額		72,521	100.0
	アメリカ	12,547	17.3
内	ΕU	6,824	9.4
訳	アジア	42,752	59.0
	うち中国	13,897	19.2
総額		96,367	100.0
内訳	アメリカ	9,268	9.6
	ΕU	9,599	10.0
	アジア	43,268	44.9
	うち中国	19,975	20.7
	内訳総都内	アメリカ 内訳 EU アジア うち中国 総額 アメリカ EU アジア	総額72,521内内 E U 6,824アジア 42,752うち中国 13,897総額 96,367アメリカ 9,268E U 9,599アジア 43,268

				概況品名	伸率	寄与度
	輸出		1	音響・映像機器	206.9	1.0
		増加	2	非鉄金属	24.1	0.9
			3	プラスチック	15.5	0.9
		減少	1	自動車	▲36.3	▲ 1.8
			2	科学光学機器	▲22.9	▲0.9
			3	半導体等製造装置	▲ 9.7	▲0.7
			1	通信機	25.7	2.8
	輸入	増加	2	衣類・同付属品	37.5	2.3
			3	半導体等電子部品	54.9	1.4
	出所:	日本・貝	才務省			

出所:日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

名古屋税関管内の対中貿易

単位:億円、%

年月		輸出			輸 入		差	引
平月	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備考
2015年	24,687	▲ 2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲ 4.3	19.1	20,674	▲ 13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲ 13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年5月	2,579	▲ 6.0	18.6	2,391	33.2	12.0	188	黒字縮小
2022年1-5月	13,668	2.7	19.0	10,624	18.6	11.6	3,044	黒字縮小

出所:名古屋税関の発表資料を基に一部加筆 ※名古屋税関管内 国際貿易港:名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港

国際空港:中部空港、静岡空港

5月の国・地域別の貿易

5月の主な増減品目 単位:億円、%

単位:%、ポイント

-,,	_		<i>,,</i>	
			金 額	構成比
	総額		15,058	100.0
本本		アメリカ	3,440	22.8
輸出	内	ΕU	1,886	12.5
111	訳	アジア	6,412	42.6
		うち中国	2,579	17.1
	総額	Ą	11,288	100.0
本本	内	アメリカ	924	8.2
輸入		ΕU	944	8.4
	訳	アジア	5,702	50.5
		うち中国	2,391	21.2

$ \gamma $		344	0.4
≕口	- 35-	F 700	E0.E

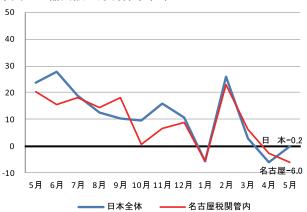
			概況品名	伸率	寄与度
	増加	1	映像機器	25倍	1.9
輸出	減少	1	自動車	▲ 76.6	▲ 4.6
がシ	2	自動車の部分品	▲ 12.9	▲ 2.3	
		1	衣類及び同附属品	61.8	4.1
輸入	増加	2	無機化合物	229.9	3.3
		3	アルミニウム及び同合金	214.4	2.5

出所:名古屋税関

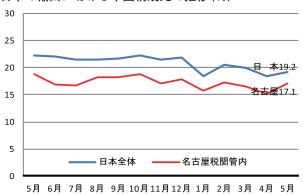
出所:名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



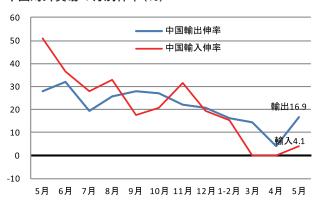
中国の貿易

単位:億ドル(金額)、% (伸率)

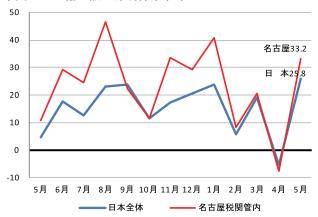
年月	輸	出	輸 入		
平月	金 額	伸 率	金 額	伸 率	
2016年	20,974	▲ 7.7	15,875	▲ 5.5	
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9	
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8	
2019年	24,984	0.5	20,769	▲ 2.8	
2020年	25,907	3.6	20,556	▲ 1.1	
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1	
2022年5月	3,082	16.9	2,294	4.1	
2022年1-5月	14,025	13.5	11,121	6.6	

出所:中国税関総署

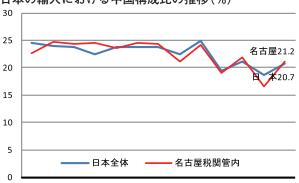
中国対外貿易の月別伸率(%)



中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 1月 2月 3月 4月 5月

中国の外資導入

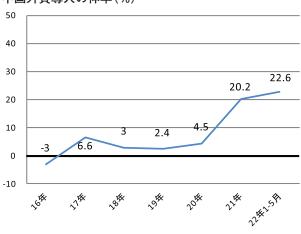
単位:件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年 月	件	数	実行ベース金額		
平 月	件数	伸率	金額	伸率	
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0	
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6	
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0	
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4	
2020年	38,570	▲ 5.7	1,443.7	4.5	
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2	
2022年1-5月	N/A	N/A	877.7	22.6	

出所:中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国外資導入の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数 C P I (%)

	5月	1-5月
消費者物価指数	2.1	1.5
うち都市	2.1	1.6
農村	2.1	1.2
うち食品	2.3	▲ 1.1
食品以外	2.1	2.1
うち消費財	3.0	1.8
サービス	0.7	1.1

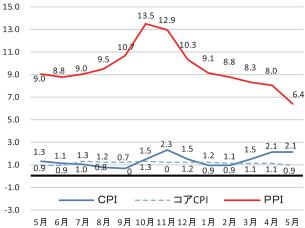
出所:中国国家統計局

工業生産者物価指数 P P I (%)

	5月	1-5月
工業生産者物価指数(PPI)	6.4	8.1
うち生産資材	8.1	10.4
うち採掘	29.7	34.7
原材料	15.1	17.0
加工	3.2	5.4
生活資材	1.2	0.9
うち食品	2.2	1.1
衣類	1.2	1.1
一般日用品	1.5	1.6
耐久消費財	▲0.1	0.3
工業生産者仕入物価指数	9.1	10.8
うち燃料、動力類	31.6	31.0

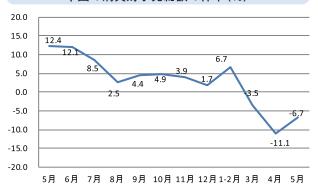
※工業生産者物価指数(PPI)=出荷価格指数=卸売指数 出所:中国国家統計局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



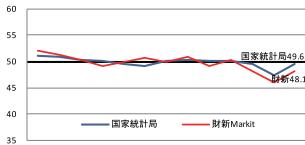
※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

中国の消費財小売総額の伸率(%)



中国の景気先行指数

製造業PMI



5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月1月 2月 3月 4月 5月 ※製造業 P M I = 製造業購買担当者景気動向指数 景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業) PMI

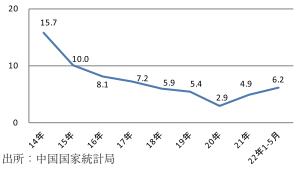


中国の固定資産投資

22年1-5月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		205,964	6.2
	第一次	5,250	5.8
産業別	第二次	63,917	11.0
	第三次	136,796	4.1
	東部	N/A	5.0
地域別	中 部	N/A	10.9
	西部	N/A	7.9
	東北	N/A	▲ 4.4

固定資産投資の伸率(%)



中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所:中国国家統計局

出所:中国国家統計局

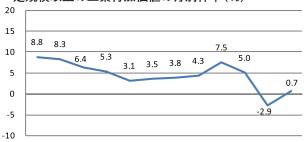
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

— NC13 WHILE 10 11 1 (707		
	5月	1-5月
一定規模以上の工業生産	0.7	3.3
内訳 鉱業	7.0	9.6
製造業	0.1	2.6
電気・ガス・熱・水生産供給業	0.2	4.1
内訳 国有企業	0.7	2.6
株式制企業	2.3	5.0
外資系企業	▲ 5.4	▲3.4
私営企業	1.1	4.2

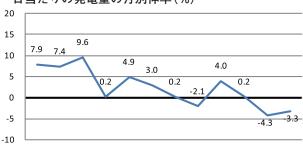
出所:中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 出所:中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 出所:中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 出所:中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



中国の自動車販売台数

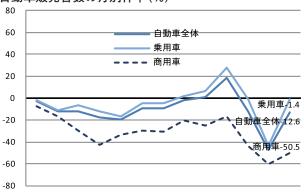
台数:万台

年月	自動車		
		乗用車	商用車
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
2019年	2,576	2,144	432
2020年	2,531	2,018	513
2021年	2,627	2,148	479
2022年5月	186	162	24
2022年1-5月	955	813	142

出所:中国汽車工業協会

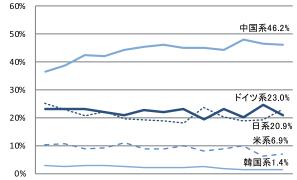
※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月1月 2月 3月 4月 5月

日系乗用車のシェア推移(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月1月 2月 3月 4月 5月

出所:乗用車市場信息聯席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



■■■ 外需全体の受注額(左軸:百万円) 出所:日本工作機械工業会 ■ うち中国受注額(左軸:百万円)